

【事例 H27-07-06】愛媛県宇和島保健所

地域自殺未遂者支援事業

～救急告示医療機関・精神科病院・行政の地域ネットワークで支える仕組みづくり～

愛媛県宇和島保健所では、平成 19 年度に圏域の医療・保健・福祉・警察・消防・司法・労働等関係機関で構成する地域自殺対策検討連絡会を設置し、20 年度から実務者で構成するワーキング部会を立ち上げ、ゲートキーパー養成用健康教育媒体の作成や統計分析等を行ってきたが、その活動の中で、自殺未遂者の情報把握ができていない現状が課題として挙げられ、25 年度のワーキング部会において自殺未遂者向けリーフレット及び相談窓口連絡票を作成し、26 年度から「自殺予防対策相談支援事業」として、救急告示医療機関や精神科病院と連携した支援を開始した。

【実施主体】愛媛県宇和島保健所

【大綱の分類】7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ⑤

【事業予算】平成 25 年度 97 千円（97 千円）

平成 26 年度 140 千円（130 千円）

【利 点】

- ▼自殺未遂者の再企図防止につながる。
- ▼自殺未遂者に対し、未遂から間もなく保健師が介入することで、訪問や面接などによる継続支援につながりやすい。
- ▼救急告示医療機関、精神科病院、保健所との連携機能が強化される。

【実施に至るまで】

【背景・必要性・理由の概要・等】

宇和島保健所は、愛媛県の西南部にある 1 市 3 町を管轄し、管内推計人口 116,485 人（平成 26 年 10 月 1 日現在）、高齢化率 35.03%（26 年 4 月 1 日現在）。

自殺者数は年によってばらつきはあるが、平成 20 年以降、減少傾向にある。しかし、男性の SMR は、脳血管疾患よりも高く、県内の保健所管内別 SMR でも、最も高い。

そのような中、自殺対策検討連絡会の設置により、それぞれの機関の役割や自殺対策の必要性に対する理解が進み、「顔の見える関係づくり」ができつつある頃、複数の課題を抱えた未遂者事例が生じ、関係機関でケア会議を行いながら支援する中で、連

携体制づくりの必要性が浮き彫りとなったほか、未遂者を把握しづらいということが課題として挙げられた。

【計画を立てる上での工夫・等】

- 関係者で課題を共有し、意見交換できる場を設定した。
- 限られた資源の中でできる連携体制を関係者全員で考えた。

【事業の工夫点】

- 医療機関からの迅速な情報提供

医療機関から保健所に対する連絡は電話によるものとしている。窓口連絡票をお互いに手元に置いて、電話で聞き取りながら連絡票を書き込んで作成する。

- 保健所から当事者等へのタイムリーな面接

自殺未遂者の場合、数日で退院する事例が多いため、連絡を受けた保健所は、退院までの数日以内に病院を訪問できるよう、係内で協力し、スケジュール調整するなど、協力体制をとっている。その際、本人・家族との調整や院内の調整は、地域連携室等医療機関スタッフの協力を得ている。

- 救急告示医療機関等関係機関の理解促進

本事業開始時には、救急告示医療機関等に、保健所職員が直接出向き、地域連携室等のスタッフに事業説明を行うことで、顔の見える関係づくりや連絡票を活用した相談体制づくりに努めた。

また、研修会を開催し、本事業による取組をミニシンポジウムとして発表するとともに、国立精神・神経医療研究センター自殺予防総合対策センター長竹島正先生に「地域ネットワークと自殺問題を経験したひとの支援」と題して講演いただいたことも関係者の理解促進につながっている。

- 救命救急センターを担う救急告示医療機関の理解促進

圏域の救命救急センターを担う救急告示医療機関には、精神科病院の精神科医が嘱託医として勤務しており、入院患者の精神面のフォローや病院スタッフに対する助言など、日頃から病院間の支援・協力体制が構築されている。また、救急外来を受診した患者のうち、介入が必要なケースについては、救急外来やICU・HCUなどから院内の地域連携室に連絡が入る体制が整っている。地域連携室のスタッフは、必要に応じて、精神科病院への受診や転院の調整、保健所事業の紹介などを行っている。また、病院職員を対象とした研修会を院内で開催したことで、支援が必要なケースが地域連携室へスムーズにつながる一助となった。

【具体的な内容・実施の過程】

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことを目的として、自殺予防対策の一環として、自殺未遂者やその家族に対する相談支援を行う。

管内の自殺未遂者やその家族で本事業による支援を希望する者を対象とし、医療機関等から情報提供を受けた保健所は、病院訪問や、電話・面接等による相談支援を行

う。その際、その人の気持ちを受け止め、必要に応じて関係機関の相談窓口につなぐなど、対象者の課題に応じた支援を行うよう配慮する。

【成果】

平成 26 年度の支援依頼に関する連絡は 8 件あり、連絡のあった日もしくは数日以内に病院にて、保健所スタッフが本人または家族に面接を行った。退院後は、保健師による訪問や来所相談、精神科病院への受診等につながっており、再企図したケースは現時点ではない。

【補足】

- ①管内の救急告示医療機関に自殺未遂等により入院し、継続した地域支援が必要と判断された者に対して、救急告示医療機関スタッフが支援介入の同意を本人・家族から得る。
- ②救急告示医療機関スタッフから情報提供を受けた保健所職員が、本人・家族と面接を行う。
- ③退院後の地域支援は、保健所を含めた行政機関及び精神科病院等の支援機関が連携して行う。

【課題】

今後の課題として、未遂者支援に対する支援者のスキルアップ（未遂者に対する対応、リスク評価、アセスメント等）が必要であり、研修会や事例検討会を開催する予定としている。また、タイムリーな支援体制を構築するために、平素から「顔の見える関係づくり」を心がけることで連携強化を図り、適切な社会資源の導入につなげていきたい。中には、本人が支援を拒否するケースもあり、個人情報保護と生命の危機対応の狭間で、関係者は行き詰まりを感じることもある。今後も、救急告示医療機関・精神科病院・行政が一体となり、支援の充実を図っていきたい。

【事業種別】 人材養成事業・強化モデル事業

【準備期間・人数】 準備期間 約 1 年半、人数 不明

【予防段階】 3 次予防

【自治体規模】 管内人口 11.6 万人（平成 26 年 10 月 1 日現在）

【自治体負担率】 0%

【事業対象】 救急告示医療機関、精神科病院、行政等

【支援対象】 自殺未遂者とその家族

【実施主体・問合せ先】 愛媛県南予地方局（宇和島保健所）健康増進課

TEL：0895-22-5211（内線 275・283）

E-mail：nan-kenkozoin@pref.ehime.lg.jp

【参考資料・文献】（ア）自殺未遂患者への対応（日本臨床救急医学会）

（イ）H24～25 年度 内閣府事例集

【作成日】